

岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末利用規程

(目的)

第1条 この規程は、岐阜県立高等学校又は岐阜県立特別支援学校（以下「県立学校」という。）に在籍する児童生徒（以下「利用者」という。）が所有する学習者用端末（以下「端末」という。）を学校間総合ネット（以下「校内ネットワーク」という。）に接続することに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「端末」とは、「岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末性能基準」を満たし、県立学校での学習活動に必要不可欠な教材・教具として使用するための設定および、セキュリティに係る対策を講じた情報端末をいう。

(利用期間)

第3条 端末を利用する利用者が、県立学校に在籍している期間とする。

(接続の申請)

第4条 端末を校内ネットワークへ接続しようとする利用者は、「岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末の学校管理下における利用に係る誓約書（第1号様式）」および、「岐阜県立学校児童生徒が所有する学習者用端末の校内ネットワーク接続申請（第2号様式〔電子申請〕）」を県立学校の長（以下「校長」という。）へ提出しなければならない。
2 校長は、前項の誓約書および接続申請の提出を受け、これを審査し、適当と認めたときは、端末を校内ネットワークに接続することを許可するものとする。
3 校内ネットワークに接続できる端末は、児童生徒1人あたり1台とする。

(端末の変更)

第5条 利用者は校内ネットワークに接続する端末を変更する場合は、前条に従い申請することにより、変更することができる。

(遵守事項)

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 端末データ等の端末管理および、送受信内容について、利用者の責任において行うこと。
- (2) 校長が定める学習者用端末利用ガイド等に従うこと。
- (3) 必要に応じて、県教育委員会（以下「県」という。）又は校長が県立学校内で利用した時の通信履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することに同意すること。

(損害賠償)

第7条 利用者は、端末の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により県又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。
2 端末の使用にあたり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、県は、その責任を負わないものとする。

(接続の停止、取り消し)

第8条 県および校長は、第3条に規定する利用期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、接続の許可を一時的に停止または、取り消すことができる。
(1) 利用者が休学等により校長が定める期間を超えて登校できないとき。
(2) 利用者が接続申請した学校に在籍しなくなったとき。
(3) 利用者が第6条の規定に違反したとき。
(4) 管理運営において特別な事情が生じたとき。
(5) 県が定める期間を超えて接続していないとき。

(連帯保証)

第9条 利用者の保護者等（親権者又は未成年後見人）は、第7条の規定により利用者が負担すべき一切の債務について当該利用者に連帯して保証しなければならない。

(事務手続の代行)

第10条 校長は接続の申請に関する事務を所属職員の中から校長が指名した者に行わせることができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会事務局教育財務課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。